

説 明 資 料

〔少額輸入貨物に係る現状と税関の対応〕

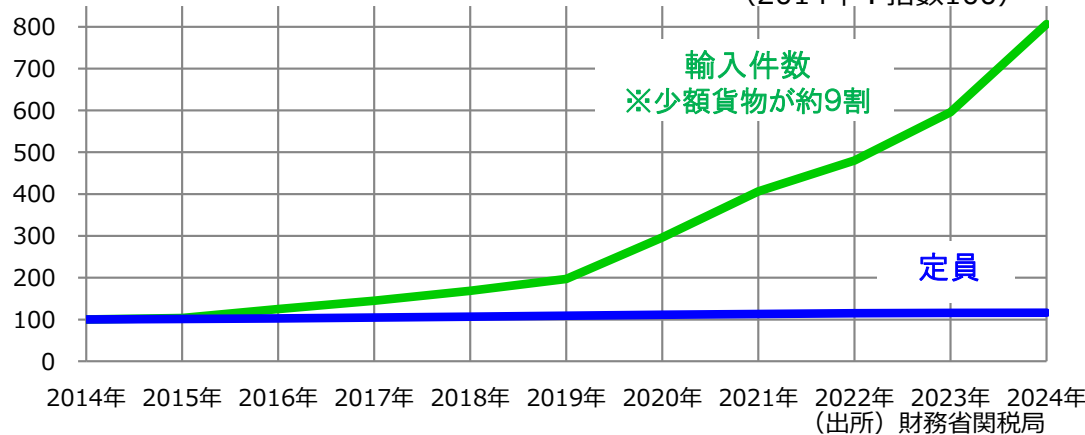
令和 7 年 5 月 13 日（火）

財務省（関税局）

少額輸入貨物に係る現状と税関の対応

- 税関は、輸入貨物の通関時に消費税等を徴収しているが、少額貨物（課税価格が1万円以下であって、輸入時に消費税等が免除されている貨物）については、基本的に税関における徴税事務は生じていない。
(※) 小売取引され、輸入者の個人的な使用に供されると認められる貨物（携帯品や通販貨物）については、課税価格を「海外小売価格×0.6」で算出する「課税価格決定の特例」が適用されるため、実体上、16,666円が免税上限額となる。
- 貨物の急増を背景に、**不正薬物の押収量や知的財産侵害物品の差止件数に加えて、金密輸の摘発件数が増加傾向にある中、多数の少額貨物が輸入されることにより水際取締り上の懸念が増大。**
- 税関においては、**不正薬物の密輸入防止などの厳格な水際取締りと円滑な通関の両立を図る観点から、税関業務の一層の高度化・効率化を図るとともに、人員面の体制整備にも取り組んでいるところ。**

輸入件数と税関定員の推移 (2014年：指数100)



税関業務の高度化・効率化



(例) 小口貨物専用の検査機器を導入/貨物の運搬をオートメーション化
⇒ 効率的・効果的な審査・検査の実施

水際取締り上の懸念

- 令和6年の不正薬物全体の摘発件数は1,020件（前年比24%増）、押収量は初めて2年連続で2トンを超えている。
- 令和6年の知的財産侵害物品の輸入差止件数は3万3千件を超え、過去最多を更新し、極めて深刻な状況となっている。



【覚醒剤の摘発事案】

摘発官署：横浜税関

摘発年月：令和6年10月

仕出国：メキシコ

犯則物件：覚醒剤約59kg



【商標権侵害の告発事案】

摘発官署：東京税関

摘発年月：令和6年10月

仕出国：中国

侵害物品：衣類34点

(出所) 財務省関税局報道発表資料

これまでの制度的対応（令和5年度関税改正）

改正の背景

- 越境電子商取引（EC）の利用拡大により、従来からのBtoBの商形態ではない、BtoC（通販貨物）の輸入が大きく増加。円滑な輸入を実現しつつ、税関による水際取締りの実効性を確保する観点から、新たな商形態にも対応するため輸入申告情報を充実させる必要性の高まり。
- ECプラットフォームが提供するフルフィルメントサービス（FS：電子商取引における倉庫保管・配送等を代行するサービス）を利用した貨物の輸入も目立つ中、
 - － 非居住者が輸入実績のある国内居住者の名義を勝手に使用する、所謂なりすましにより輸入を行う事案が発生。
 - － 輸入の時点では売買が成立しておらず取引価格が存在していない中で、インボイスに記載した不当に低い価格で輸入申告し、関税等を払脱する事案が顕在化。
- 近隣アジア諸国からの通販貨物について、航空だけではなく海上輸送による輸入件数も増加。迅速通関と水際取締りを両立させる簡易な通関手続に対する政策ニーズが顕在化。

令和5年度関税改正（概要）

- 輸入貨物の類型を考慮したリスク管理を行い、メリハリのある審査・検査を実施する観点から、「通販貨物の該否」（通販貨物の場合は、「プラットフォームの名称等」を含む。）及び「国内運送先」を**輸入申告項目に追加**（令和7年10月12日施行予定）。
- 非居住者と税関との連絡の窓口を担う者がいない場合に、適正な輸入申告を確保するとともに、税関による事後調査を可能とするため、**税関事務管理人制度を拡充**（令和5年10月1日施行）。
- **海上小口貨物**（少額免税の対象となる通販貨物であること等の一定の要件を満たすもの）について、申告項目の一部（HSコード等）を省略した輸入申告が可能となる**簡易な通関手続を導入**（令和7年10月12日実施予定）。

輸入通関時における実務上の課題

- 輸入貨物の消費税等は税関が徴収。少額免税制度の趣旨を逸脱するおそれのある事例が報告されている。
- 昨年の政府税制調査会での議論を踏まえ、仮に少額免税制度が見直され、EU方式・豪州方式がそのまま我が国に導入された場合の通関実務への影響について、事業者の声も踏まえて検討したところ、以下のとおり。
- 課税価格決定の特例についても、事業者等にとって実務上の負担が生じているとの声がある。

少額免税制度の利用に関連した事例

- 少額免税制度により、商品価格を実際より低価に改ざんして申告するインセンティブが生じている。
- 一度に輸入する商品の価格が、少額免税制度の適用上限額を超えた場合、消費税等がかかることから、上限額を超えないように商品を分割発送することを案内して販売するECサイトも存在。

EU方式・豪州方式が採用された場合に想定される通関実務への影響

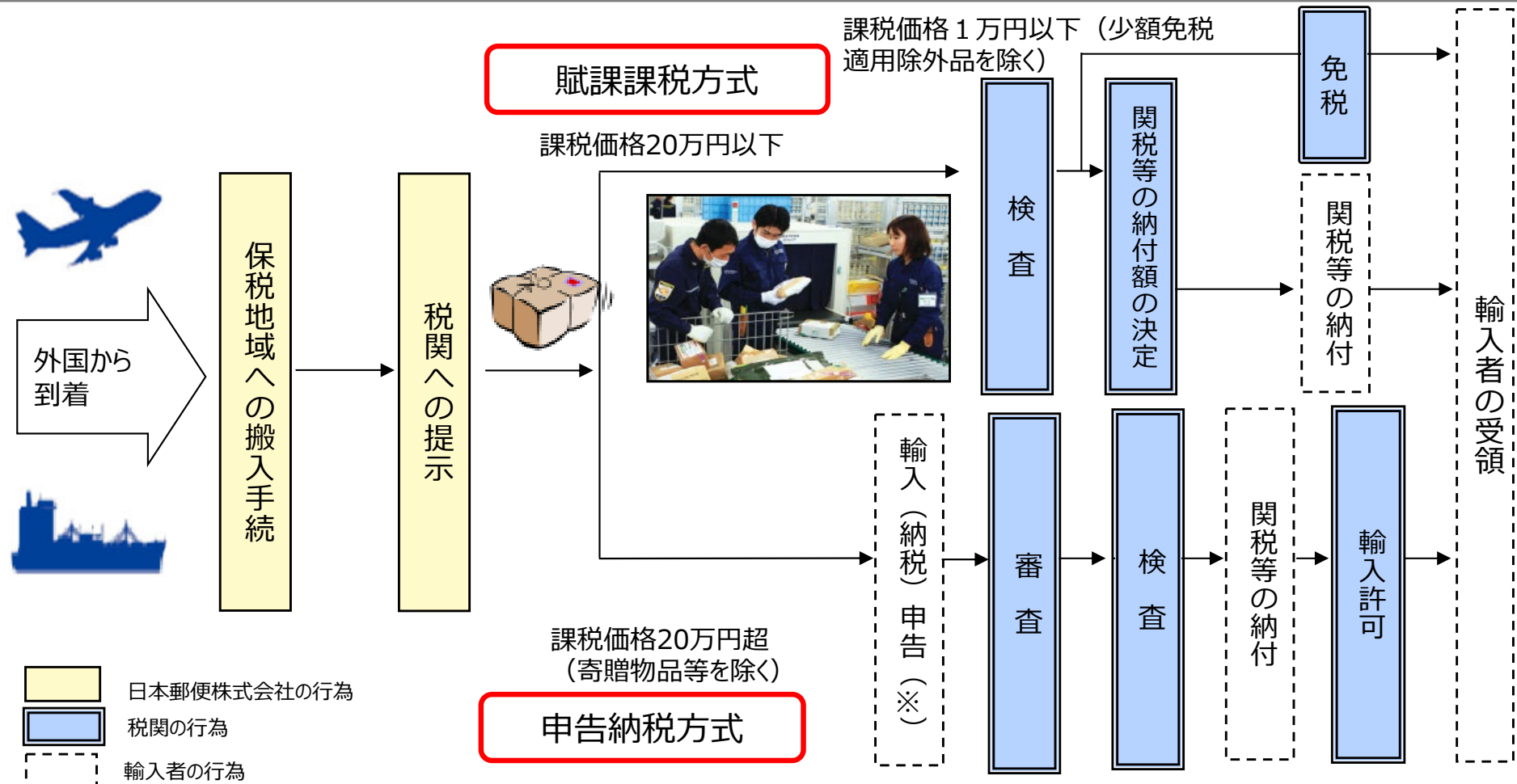
- | | |
|----|--|
| EU | <ul style="list-style-type: none">○ EU方式で少額免税制度が廃止された場合、登録事業者以外の者に係る貨物について、通関業者の輸入・納税申告事務の負担が増加。○ 貨物の販売時と輸入時に二重課税が生じないよう、税関において、通販貨物か否か、通販貨物の場合には登録事業者を利用して輸入された貨物か否かを識別する必要。○ 特に、賦課課税方式の国際郵便物については、登録事業者以外の者を利用して輸入された郵便物に対し、税関が新たに課税する必要が生じ、既存の体制では対応困難。
※ 登録事業者の郵便物が5割と仮定を置いて機械的に試算すると、新たに約1,420万件の課税業務が発生。現状、課税業務は約47万件/年。 |
| 豪州 | <ul style="list-style-type: none">○ 登録事業者以外の者を利用して輸入された貨物は免税となるため、新たな課税業務や二重課税の発生は限定的。○ 貨物の販売時と輸入時に二重課税（主として少額免税適用除外品目を想定）が生じないよう、税関において、通販貨物か否か、通販貨物の場合には登録事業者を利用して輸入された貨物か否かを識別する必要。 |

課税価格決定の特例に関する実務上の課題

- 輸入件数の約9割を少額貨物が占める中、課税価格決定の特例が利用される場合が大半を占めるが、**個人的な使用に供されるものか否かという貨物の用途に応じて、当該特例の適用可否が決まるため、事業者、税関の双方にとってその判別が困難であることから大きな負担となっている**。
（例）自動車販売店の経営者が、通信販売で購入した車のパーツを個人使用として輸入申告したが、宛先が当該販売店となっていたため、税関が当該特例を適用せずに課税したところ、当該経営者と税関との間でトラブルとなった。
- **個人使用と偽り**、課税価格決定の特例の適用を受けて輸入し、**国内において転売する事例**も見受けられ、**脱税の温床となっている可能性**。
（例）個人使用との申告に基づき通関した貨物（化粧品）と同種の貨物について、その後、短期間に複数回の輸入実績があったため、輸入者に照会したところ、「実は販売用」との説明があった。

(参考) 国際郵便物の輸入通関手続の流れ

- 郵便物については、課税価格が20万円を超えるもの等を除き、賦課課税方式が適用される。
- 日本郵便株式会社から郵便物の提示を受け、必要な検査を経て、課税の必要な郵便物は税関が関税等の納付額を決定する。輸入者は関税等を納付した後、郵便物を受領することとなる。
- 令和6年の郵便物の税関への提示個数は、約4,256万個。そのうち99%超は賦課課税方式を適用。賦課課税方式を適用する郵便物の約99%が免税扱いとなり、税関における税額決定のための事務負担は基本的に生じていない。



(※) 輸入者の依頼を受け、通関業者（日本郵便株式会社等）が代理で行う。 5